

■【トピックス】

エネルギーの値上がり！



ウクライナ情勢により天然ガスが値上がりしていますが、最近ではイラク情勢により原油価格も上がっています。エネルギー価格の値上がりは、経済に負の影響を及ぼします。円安に振れている現在、日本経済に及ぼす影響は大きいものといえます。

このような状況にあるにもかかわらず、政府の打ち出したエネルギー政策は昔のままです。ここは50年ぐらい先を見据えてドラスティックに政策を変更してもいいのではないのでしょうか？

■【ビジネス・アイ】

葬式費用！

社長 「この前知り合いの会社の会長が亡くなって、親族による密葬のあとに社葬というかお別れ会があったんで、そちらの方に参加したよ」

花野 「そうですね。中小企業では親族による葬儀と社葬を分けてやるところはまだ少ないですが、規模が大きな中堅企業や上場会社では分けてやるところもありますね」

社長 「最初から分けて行えば、葬式の費用も遺族の分と会社の分に分かりやすいよね」

花野 「そうですね。分かりやすいですよ」

社長 「葬式費用と言えば、初七日の費用は、相続税を計算するときには、引いてもらえないって聞いたんだけど」

花野 「そうです。最近では、葬儀の日に初七日の法要を行う場合もありますが、この費用は相続財産からは引いてもらえませんね」

社長 「そうなんだ。それなら大きな会社の社長なんかで、東京で1回葬儀を行って、地元に戻ってからもう1回葬儀をやる場合なんかは、最初の1回目だけしか葬式費用にならないの？」

花野 「必ずしもそうとは、限らないんですよ。2回目も亡くなった方を葬るため行われた儀式であれば葬式費用と認められる場合もあります」

社長 「そうか葬式費用といっても奥が深いね。そろそろ終活を考え始めているんで、いろいろ相談ののってよね」

花野 「もちろんです」

■【今月のキーワード】

葬式費用

相続税法上、相続財産から控除できる葬式費用は、被相続人の死亡に伴って通常生じる支出であって、社会通念上相続財産から支払われると認識されるものです。

具体的には、埋葬、火葬、納骨などにかかる費用があります。一方、香典返戻費用、墓碑および墓地の買入れ費用、墓地の借入料、法会（法事）などに係る費用は対象にならないとされています。

一般的には初七日法要の費用は、葬式費用にはならないとされています。

■【今月の1冊】

『気候で読み解く日本の歴史』

田家 康 著

日本経済新聞社 ¥1800

日本の歴史の変遷を気候の視点から読み解いた本です。この本を読むと歴史の転換点には、異常気象があることが分かります。

日本の歴史は、干ばつや冷害による飢饉との闘いの歴史でもありました。今でこそ飢饉の不安はなくなりましたが、食糧難は戦乱の原因となります。歴史は気候がつくるという視点は、新しくして斬新です。



■【編集後記】

4月の消費税の増税でいろいろなものが上がりました。その中でも電力料は消費税+値上げ分があり上がり幅が大きいですね。それに引き替え、行きつけの個人営業の理髪店は消費税を転嫁できないとっていました。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 88（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2014.7.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL052-205-6361 FAX052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>